

系統利用に関する情報公表ルール

2013年3月15日施行

2021年5月11日改定

東京電力パワーグリッド株式会社

【目次】

1.	基本的な考え方	1
2.	用語の定義	1
3.	公表する情報とその取り扱い	2
3-1	公表する情報	2
3-2	公表手段・公表対象者・公表時期	2
3-3	公表する情報の条件	2
4.	保護すべき情報とその取り扱い	2
4-1	公表しない情報	2
表3-1	当社が公開する情報	4
表3-2	当社が請求に応じて個別に開示する情報	6
表3-3	当社が要請に応じて個別に提示する情報	7
表4-1	重要施設の具体例	8

1. 基本的な考え方

本ルールは、当社が、公平性・透明性を確保することを目的として、当社の電力系統を利用する全ての事業者および需要者に対して、当社の電力系統の利用に供する情報（以下「情報」という。）を公表する際の基本的な考え方を定めるものである。

2. 用語の定義

広域機関

電気事業法第二十八条の四に規定する電力広域的運営推進機関をいう。

公表

「公開」、「開示」、「提示」の総称をいう。

公開

ウェブサイトや配布等により、広く一般に情報を提供することをいう。

開示

請求者と秘密保持契約を結ぶこと等により、利用者・利用目的を限定して情報を提供することをいう。

提示

情報の公表を求める個々の要請に応じて、身元確認等の上、個々に示し説明を行うことをいう。

第三者

当社以外の団体および個人をいう。

3. 公表する情報とその取り扱い

3-1 公表する情報

当社は、資源エネルギー庁が定める系統情報の公表の考え方の趣旨を踏まえ、表3-1～表3-3に示す情報を含め、当社の公平性・透明性を確保するための情報について原則公表する。

3-2 情報の公表手段・公表対象者・公表時期

公表する情報の公表手段・公表対象者・公表時期の標準的な扱いについては、表3-1～表3-3に示す。

なお、問合せ件数が多数にわたる場合や当社以外の要因などにより回答に長期間を要することが予想される場合は、当社はその旨を要請者に説明する。

また、情報の開示ならびに提示にあたっては、次の措置を行う。

- (1) 系統接続を検討している者等から、系統接続を検討する目的で公表の要請があった場合は、原則として当該要請者の電力系統の利用に関する情報に限り、表3-2に示す情報を開示、表3-3に示す情報を提示するものとする。なお、原則として、要請者の希望する発電地点もしくは需要地点を管轄している支社またはネットワークサービスセンターにて開示ならびに提示するものとする。
- (2) (1)にあたっては、当該要請者の身元確認および当該要請者が系統接続に関する検討を具体的にを行っていることを必要に応じて書面により確認する。
- (3) 当該要請者に対し、開示ならびに提示により得た情報を目的外に利用しない旨を確認する。
- (4) 必要に応じて、(2)および(3)に加えて、個別に要請者と協議のうえ、秘密保持契約の締結など必要な対応を行う。
- (5) 秘密保持契約に関する問い合わせ窓口はネットワークサービスセンターとする。
- (6) (2)、(3)および(4)によってもセキュリティ確保面で不適切と判断した場合には、(1)の開示ならびに提示は行わない。なお、この場合は、その理由を説明する。

3-3 公表する情報の条件

公表する情報は、公表する時点において当社が保有している情報（将来の設備形態の予想や検討を加えない状態の情報等）で対応する。

4 保護すべき情報とその取り扱い

4-1 公表しない情報

当社は、次に挙げる第三者情報および重要施設への供給系統・供給設備に関する情報について原則公表しない。ただし第三者情報について、社会的要請などに基づく公表については、第三者の許諾が得られればこの限りではない。

(1) 第三者情報

- a. 公表することにより、第三者の競争上の地位、その他正当な利益を害するおそ

れがある情報

(例) 個々の事業者の事業状況

- ・ 電源の開発（卸調達）状況，性能，作業条件，運転コスト，運転計画・実績
- ・ 燃料調達・消費状況
- ・ 需要動向（分布），需要実績
- ・ 売上状況 等競争に影響を与える情報 等

b. 私契約の内容や顧客に関する事項など守秘が必要と考えられる情報

- ・ 契約者，契約者の所在地，契約期間，契約電力，契約金額，契約条件，第三者の経営状況 等
- ・ 設備を設置させていただいている地権者およびそれに関連する情報 等

(2) 重要施設への供給系統・供給設備に関する情報

国家や地方公共団体の重要な機能を担う施設，機能喪失により広く社会的に影響を与え得ることが懸念される重要施設への供給系統・供給設備に関する情報。具体例を表4-1に示す。

以上

表 3 - 1 当社が公開する情報

区分	情報項目	公開の手段	公開の対象者	公開時期 (更新時期)
公開する情報	(a) 当社の系統ルール ・ 情報公表ルール ・ 設備形成ルール ・ 系統アクセスルール ・ 系統運用ルール	当社 HP 配布等	需要者を含むすべて	都度
	(b) 系統の空容量等に関する情報 ^(※1) ・ 回線数 ・ 設備容量 ・ 運用容量 ・ 制約要因 (熱容量制約) ・ 空容量 ・ N-1 電制適用可否 ・ N-1 電制適用可能量	同 上	同 上	同 上
	(c) 流通設備計画 ・ 流通設備建設計画 ^(※2)	同 上	同 上	1 年毎
	(d) 需要・送配電に関する情報 ^(※3) ・ 地点別需要, 系統潮流実績 (変電所単位かつ 1 時間単位) ・ 系統構成, 予想潮流 (1 年度目, 5 年度目) ・ 送電線等の投資, 廃止計画 (10 年間) ・ 送電線等の作業停止計画 (年間計画 2 年分, 過去計画 1 年以上) ・ 送変電設備のインピーダンス (ループ系統のみ)	同 上	同 上	同 上
	(e) 電源の開示に係る情報の提供状況に関する情報 ・ 発電設備等毎に提供状況を明示した送電系統図 (発電設備等の名称を除く)	同 上	同 上	同 上
	(f) 需給関連情報 (需給予想) ・ 供給区域の需要電力 翌日: 翌日の最大時需要電力と予想時刻 翌日の使用率最大時需要電力と予想時刻 当日: 当日の最大時需要電力と予想時刻 当日の使用率最大時需要電力と予想時刻 ・ 供給区域の最大需要電力・使用率最大時需要電力に対する供給電力 翌日: 翌日の供給電力 当日: 当日の供給電力	同 上	同 上	翌日: 前日 18 時頃 当日: 当日 9 時頃
	(g) 需給関連情報 (電力使用状況) ・ 供給区域の需要電力の現在値 ・ 供給区域の当日及び前日の需要実績カーブ ・ 供給区域の当日の太陽光発電実績カーブ ・ 供給区域の当日の最大電力実績・使用率最大実績と発生時刻	同 上	同 上	都度
	(h) 需給関連情報 (需給実績) ・ 供給区域の需要実績 (1 時間値) ・ 供給区域の供給実績 (電源種別, 1 時間値)	同 上	同 上	1 か月毎

区分	情報項目	公開の手段	公開の対象者	公開時期 (更新時期)
公開する情報	(i)再生可能エネルギーの接続・申込状況に関する情報 ^{(*)4} ・太陽光発電 ^{(*)5} 、風力発電、バイオマス発電、水力発電（揚水を除く）、地熱発電の接続・申込状況	同上	同上	1か月毎
	(j)再生可能エネルギーの出力抑制の実施状況に関する情報 ^{(*)6} ・出力抑制が行われたエリア ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとに、給電指令が行われた出力の合計 ・理由（「調整力不足」などの要因）	同上	同上	出力抑制が行われた日の属する月の翌月

(*1) 特別高圧以上の系統を対象とする。なお、高圧の配電設備の空容量については、従前の通り、「事前相談に対する回答書」にて速やかに回答を行う

(*2) 最新の供給計画において記載されているもの

(*3) 154kV以上の系統について公開する。

(*4) 接続検討申込量、接続契約申込及び連系承諾済の合計量、接続済の量

(*5) 10kW未満と10kW以上に区分して掲載

(*6) 公表する事項は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」に準じる

表 3 - 2 当社が請求に応じて個別に開示する情報

区分	情報項目	開示の手段	開示の対象者	開示時期 (更新時期)
開示する情報	(a)66kV 以上の系統に接続する電源 ^{(*)1} に関する情報 ・発電出力実績 ^{(*)1} ・発電所名 ・系統構成 ・電源種 ・発電機単位の設備容量, L F C 幅, 最低出力, 変化速度 ・発電所単位の運用制約 (燃料消費制約, 地熱の蒸気井の減衰等による制約, 海水温制約, 取水量制約, 大気温度制約) (b)66kV 以上の系統に接続する電源 ^{(*)1} の新設・停止・廃止計画	ネットワークサービスセンターへのお問合せに応じ, 個別に開示	接続検討申込済の系統連系希望者, 低圧 (容量 10kW 以上) の系統連系希望者 ^{(*)3}	都度 ^{(*)4} (年度毎)

(*)1 開示対象期間は, 情報更新日から起算した 3 か月前 ~ 1 4 か月前の 1 年間, 単位は 1 時間単位とする

(*)2 66kV 以上 154kV 未満の系統に接続する電源については, 具体的な系統構成上の立地は開示しない

(*)3 原則として, 電力広域的運営推進機関が定める「接続検討申込書 (高圧)」の様式 3 ~ 様式 5 の 8 の提出を条件とする。ただし, 様式 3 及び 4 については, 仕様書など設備の仕様・出力・台数が分かる書類及び J E T 等の認証がある P C S を設置する場合は認証証明書の写しの提出により代替することができる。

(*)4 開示請求のタイミングは運転開始前: 1 回, 運転開始後: 毎年度 1 回とする

表 3 - 3 当社が要請に応じて個別に提示する情報

区分	情報項目	提示の手段	提示の対象者	提示時期 (更新時期)
提示する情報	(a)送配電線等の故障状況 (設備名, 発生時刻, 原因, 復旧状況等)	ネットワークサービスセンター, 支社, CC ^(*1) の店頭, 電話等での問合せに応じ, 個別に提示	要請者	都度
	(b)系統アクセス情報(特別高圧) ・地内系統の送電系統図(送電容量, 変圧器容量を含む) ・地内系統の潮流図(予想及び実績) ・地内系統の作業停止計画(計画及び実績) ・地内系統の系統技術に係わる諸データ・設備定数(送電線・変圧器の電圧やインピーダンス), 短絡容量, 系統保護リレーの設置状況 ・地内系統の送変電設備計画 ・地内系統の停電実績 等 ・電源線敷設に対して, 標準化された単価・工期の目安(154kV以上の架空線)	ネットワークサービスセンター, 支社の店頭での閲覧 ^(*2) , または, 問合せに応じ, 個別に提示 なお, 原則として, 要請者の希望する発電地点もしくは需要地点を管轄している支社, またはネットワークサービスセンターにて提示	同上	同上
	(c)系統アクセス情報(高圧) ・当該配電線の配電系統図(送電容量, 変圧器容量を含む) ・当該配電線の予想・実績電流 ・当該配電線の系統技術に係わる諸データ・設備定数(配電線・変圧器の電圧やインピーダンス), 短絡容量, 系統保護リレーの設置状況 ・当該配電線の配電設備計画 ・当該配電線の停電実績 等	同上	同上	同上

(*1) カスタマーセンターの略

(*2) 系統連系希望者の希望連系点付近の送電系統図または配電系統図を提示

表 4 - 1 重要施設の具体例

区分	具体的施設
重要官公庁	皇居，国会議事堂，裁判所，首相官邸，外国公館，官公庁舎，刑務所， 地方自治体会議施設，警察署，消防署，自衛隊施設，米軍施設
上下水道	浄水場，給水場，下水処理場，排水場
ガス供給	製造所，供給所，貯蔵所，整圧所
病院等	国公立病院，大学付属病院，総合病院，救急指定病
交通施設	高速道路，空港，航空標識，灯台，長大トンネル， 鉄道運行用発変電所
情報通信	主要な電気通信事業者施設
金融機関	主要な金融機関，金融商品取引所
その他社会的影響が 懸念される施設	電気事業者の給電所・制御所， 原子力関連施設の所内電源供給地点， 報道機関，高層ビル，地下街，商業施設他

以上